

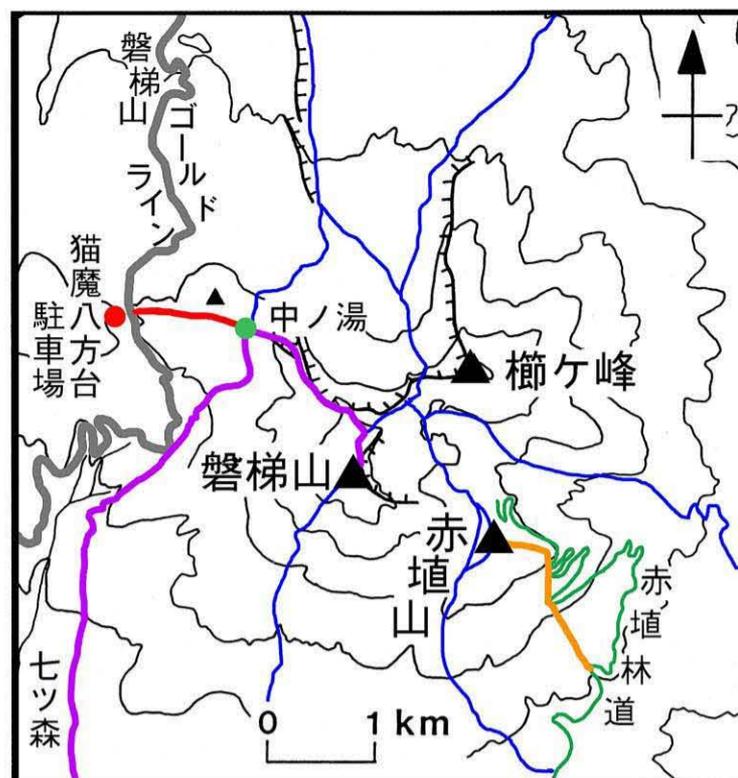
# 山の道問題、所有・管理・運用など―磐梯山を例にして―

地質調査の際、私有地の多い日本では、山の小径に入って良いのか判断に迷うことがある。私は、1979年から磐梯山の地質調査を行ってきた。調査では、登山道や林道、作業道や廃道、そして山菜採りの道などを利用して山奥まで入った。当時は、山の資源を利用する住民が多く、小径が山の奥まで網目状にあった。私は、学生の頃、本問題について何も考えなかったし、指導教官も何も言わなかった。以下、事例を挙げながら考えていく。なお、この問題については、平野悠一郎氏（森林総合研究所）の論文「登山道は誰のものか」（登山研修 36 89-94, 2021）で論じられている。これによれば「広義の登山道（細道・廃道を含む）への立ち入りは、縦割り行政のため責任の所在が曖昧で規制できない。ただし、管理や責任の所在が明確であれば規制はできる。」とのことである。この論文はネット検索でヒットするので、読んでいただきたい。

私の子供のころ（1960～70年）は、私有地の立ち入りは緩く、故郷の集落では平気で他人の家の敷地や農地を歩いていたし、それらを繋ぐ小径も網目状にあった。現在、岩手県の実家の管理に頻繁に行くが、これらの小径はほとんどなくなっている。また、2000年ころに福島市の高校に勤務していた時も、学校の敷地内を市民が自由に歩いていた。父親が弁護士の教員は「日本の法律は曖昧で、この土地を学校用地として買い上げた際に、条件として近隣住民に敷地内の立ち入りを容認したのであろう。」と話していた。

また、2007年ころ、環境省裏磐梯事務所の職員と地元住民の間にイザコザがあった。地元住民は、「入会権」で山に山菜採りに入っていた。これに対し環境省の職員は「登山道から一步でも外れる場合は、必ず許可願を出せ」と主張し、立て札まで立てた。私は環境省裏磐梯事務所にこの件で電話をしたが、上記と同様のことを言われた。呆れたことに「林道（登山道ではない）を歩く際にも届け出が必要」とも言われた。知人によれば、上記の環境省主張の立て札は、2024年現在、吾妻連峰の高山に今でもあるという。

次に、登山道の曖昧さを、事例を挙げて考える（地図参照、主要な登山道は青線）。磐梯山の「猫魔八方台駐車場から中ノ湯までの道（赤線）」の問題である。私は1980年ころ、中ノ湯の経営者から以下の話を聞いた。「『正式な登山道』は、七ツ森（星野リゾート 磐梯山温泉ホテル付近）から中ノ湯を通り山頂に至る道である（紫線）。猫魔八方台駐車場から中ノ湯までの道（赤線）は、中ノ湯の『私有地』で、中ノ湯が資材を運搬するために切り開いた『私道』である。私費で補修もしている。この道を登山者が無許可で通るので困っている。」彼のこの発言には原因があった。それは、登山者の通行を黙認していた時期に、登山者が中ノ湯に入り込み悪行を働いたことによる。彼は、私を単なる登山者と思い込み、はじめは攻撃的に話し始めた。しかし、地質調査で来た



ことを知ると協力的になり、上記を含む色々な情報を話してくれた。当時、この私道は8tトラックが通行できるほど整備されていた。私は、彼から「私有地内の地質調査と自動車の通行を許可された」ので、この道を自家用車で何度も通行した。その後、1998年に彼は急死し、さらに中ノ湯も廃業となり、上記の経緯を知るのは私くらいになった。現在、この道は登山者で溢れている。しかし、この道は彼の死去後は放置され、表土が降雨と流水で最大約80cm削られ、現在は巨岩が無数に露出している。さらに、正式な登山道（紫線）の「七ツ森から中ノ湯の部分」は痕跡になっている。このように、登山道の所有権や管理や運用は曖昧で、かつ、なし崩し的である。

さらに、会津テラス予定地にも登山道の問題がある。1981年ころ、前橋営林局が、赤埴林道（緑線）のつづら折れ付近の西端（会津テラス予定地東端）に、赤埴山山頂までの登山道を切り開いた（橙線）。何のために登山道を作ったのか理由はわからないし、当時も登山者はほとんどいなかった。私が最後に歩いたのは1988年で、山頂まで整備されていた。その後は放置されたようである。会津テラス計画が動き出した2022年に、再度この付近に行ってみた。会津テラス予定地内の登山道は復活していたが、予定地以外の登山道はジャングル状態であった。

現在、会津テラス問題があることから、私は環境省裏磐梯事務所の職員に、上記の問題や経緯をメールで知らせた。しかし、彼はこの件を全く知らず、また関心もないようであった。私は、各官庁の職員に以下のことを要望したい。「所属する官庁の法規だけでなく、他の官庁の関連法規も熟知の上で、この『山の道問題』に対処していただきたい。」。そうでないと、根本的な問題解決に至らない上、逆に問題が噴出する要因にもなる。

（2024.07.13 福島支部 千葉茂樹）

## そくほう No.816

2025年1月1日発行（毎月1回1日発行）

編集 地学団体研究会全国運営委員会事務局

〒171-0022 東京都豊島区南池袋4-16-6 古峯ビル 402

Email: chidanken@tokyo.email.ne.jp

郵便振替 00160 - 2 - 144318 地学団体研究会

発行 地学団体研究会

TEL: 03-3983-3378 FAX: 03-3983-7525

https://www.chidanken.jp